

ご契約のしおり

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険

VeryBerry

ご契約のしおり・約款

今回、ご用意いただく保障は、

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険

です。

目次

基礎用語のご説明	3
ご契約にあたって 〔保険証券〕・〔ご契約のしおり・約款〕の保管 申込みの撤回または保険契約の解除 《クーリング・オフ》 保障を開始する日 《責任開始日》	4
保障内容について 保障のしくみ・特長 保障が開始する日に妊娠した場合 保障内容 給付金の支払限度 給付金・保険金を支払わない場合 告知義務違反による解除	5
給付金・保険金の請求について 給付金・保険金の請求手続き 給付金・保険金の支払時期 受取人	8
保険料について 保険料の払込み 保険料の払込猶予期間 保険料が払込猶予期間中にも払込まれない場合	10
契約後の諸手続きについて 保険契約の更新 契約内容の変更等	11
その他 保険料の税務上の取扱い 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続 遺言による保険金受取人の変更 保険契約の消滅 個人情報の取扱い	12

【基礎用語のご説明】

- 約款
保障の開始から給付金・保険金の支払いまで、この保険契約のいろいろな取決めを記載したものです。
- 保険契約者
当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などを請求する権利）と義務（保険料を払込む義務）を有する人のことをいいます。
- 被保険者
保険の対象として保障がつけられている人のことをいいます。
- 受取人
給付金・保険金を受取る人のことをいいます。
- 少額短期保険募集人
当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる人のことをいいます。
- 主契約
保険契約のベースとなる部分のことです。主契約は、必ず契約しなければなりません。
- 特約
主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させたり、主契約と異なる特別な約束をすることができます。ただし、特約のみで契約することはできません。
- 責任開始日
当社が保障を開始する日のことです。
- 契約日
契約年齢や保険期間を計算する際の基準日のことです。
- 保険期間
保険契約が有効な期間のことです。この期間内に支払事由に該当したときに給付金・保険金を支払います。
- 給付金・保険金
被保険者が支払事由に該当したときに当社が支払うお金のことです。
- 保険料
保険契約者が当社に払込まなければならないお金のことです。
- 保険料の払込期月
保険料を払込まなければならない期間のことです。
- 保険料の払込猶予期間
保険料が払込期月内に払込まなくても、保険契約の効力がすぐに失われるのではなく、一定期間保障は有効に継続します。この期間のことを保険料の払込猶予期間といいます。払込期月に保険料の払込みができない場合は、必ずこの期間内に保険料を払込んでください。
- 失効
払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われることです。
- 保険証券
給付金額・保険金額や保険料等、契約内容を具体的に記載したものです。

あしたへスマイル

ABC少額短期保険株式会社

【ご契約にあたって】

「保険証券」・「ご契約のしおり・約款」の保管

保険契約が成立すると、保険契約者に「保険証券」を送付しますので、申込内容に相違がないか確認してください。
また、保険証券は、将来あらゆる手続きに必要となります。この「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。
なお、保険契約を更新しても、新たな保険証券は発行しません。契約締結時にお送りする保険証券と更新完了通知をもって保険契約を証するものとなりますので、保険契約の更新後においても大切に保管してください。

申込みの撤回または保険契約の解除 《クーリング・オフ》

契約内容に納得いかない場合、保険契約者は、契約日の前日までであれば、申込みの撤回または保険契約の解除（クーリング・オフ）ができます。クーリング・オフを希望するときは、ハガキまたは封書に以下の事項を記入し、必ず郵便で当社に提出してください。（発送消印日有効）

ハガキまたは封書の記載例

【宛先欄】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 国際ビル
ABC少額保険株式会社 宛

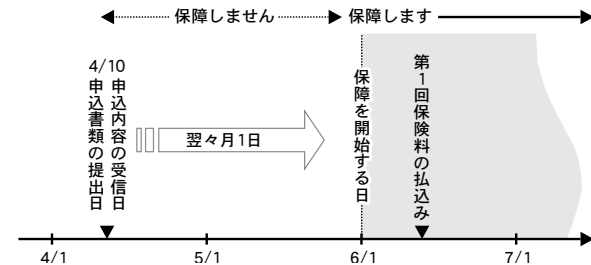
【記入欄】

- ①「私は、以下の保険契約のクーリング・オフを希望します。」
- ②記入日
- ③保険契約者の署名・捺印
- ④保険契約者の住所
- ⑤ご契約の保険種類（「無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険」）

保障を開始する日 《責任開始日》

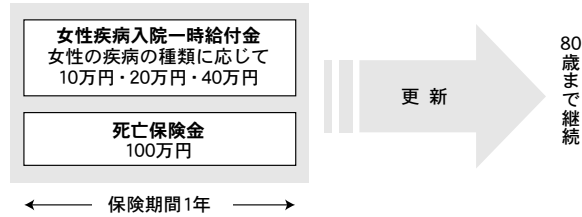
保険契約者からの申込みに対して、当社が引受けを承諾し有効に成立した保険契約について、以下の時期から保障を開始します。

- ・保険契約申込書類を郵便で提出して申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準にその日が属する月の翌々月1日
- ・保険契約申込書類を少額短期保険募集人に提出して申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準にその日が属する月の翌々月1日
- ・インターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を当社が受信した日を基準にその日が属する月の翌々月1日



【保障内容について】

保障のしくみ・特長

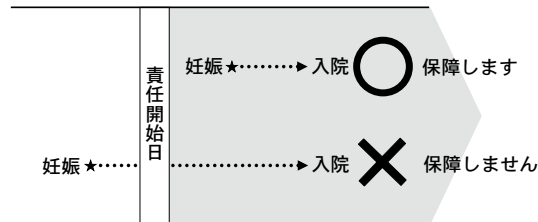


《特長》

- ・女性疾病を重点的に保障します。
- ・女性疾病により所定の1泊2日以上入院をしたら、女性疾病の種類に応じて女性疾病入院一時給付金10万円・20万円・40万円を一時金で支払います。
- ・病気や事故で亡くなられた場合は、死亡保険金を支払います。（死亡原因は、女性疾病に限りません。）

保障を開始する日に妊娠していた場合

責任開始日に妊娠していた場合、その妊娠ともなう入院や手術については、女性疾病入院一時給付金を支払いません。（妊娠3週6日を妊娠の成立日とみなします。）



保障内容

この保険から支払われる給付金・保険金は、以下のとおりです。

《女性疾病入院一時給付金》	
支払事由	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した所定の女性疾病 ^{*1,2} の治療を目的として、日本国内の病院または診療所に、2日以上継続して入院したとき
給付金額	女性疾病 ^{*2} の種類に応じて、10万円・20万円・40万円
受取人	被保険者 ^{*3}
《死亡保険金》	
支払事由	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病または受傷した傷害を原因として、死亡したとき
給付金額	100万円
受取人	保険金受取人 ^{*3}

※1 責任開始日前に成立した妊娠ともなう妊娠、分娩および産褥の異常を除きます。

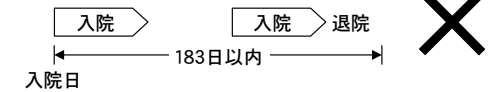
※2 所定の女性疾病については、約款・別表1～3を参照してください。

※3 保険契約者が法人の場合、被保険者の同意を得たうえで、給付金・保険金の受取人を保険契約者とすることができます。

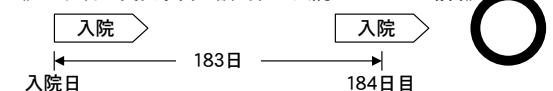
給付金の支払制限

女性疾病入院一時給付金を支払うと、以下の「給付金のお支払いができない期間」が生じます。
この給付金を支払うことになった入院の開始日から起算して183日以内に、被保険者が再度支払事由に該当する入院をしても、その入院の原因となった女性疾病の種類にかかわらず、重複してこの給付金を支払いません。
ただし、この給付金を支払うことになった入院の開始日から起算して184日目に、被保険者が支払事由に該当する入院をしていた場合は、この日に治療していた女性疾病の種類にもとづいて、新たにこの給付金を支払います。
なお、この給付金を支払うことになった入院の開始日から起算して184日目以後に、被保険者が支払事由に該当する入院を開始した場合は、入院の原因となった女性疾病の種類にもとづいて、新たにこの給付金を支払います。

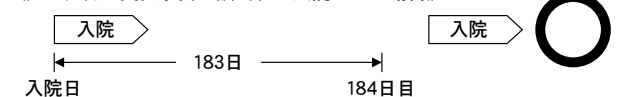
《支払事に該当する入院を183日以内にした場合》



《184日目に支払事由に該当する入院をしていた場合》



《184日目に支払事由に該当する入院をした場合》



給付金・保険金を支払わない場合

被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当した場合、給付金・保険金を支払いません。

女性疾病入院一時給付金	<ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意または重大な過失 ②保険契約者の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争またはその他の変乱
死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> ①保険契約締結初年度の責任開始日から保険期間を通算して3年以内の自殺 ②保険契約者の故意 ③保険金受取人の故意 ④地震、噴火または津波 ⑤戦争またはその他の変乱

次のいずれかの事由が生じた場合、給付金・保険金を支払いません。

- ①告知義務違反があった場合
- ②詐取目的で給付金・保険金を請求する等、重大事由により保険契約が解除された場合
- ③詐欺により保険契約を締結し、保険契約が取消された場合
- ④不法取得目的により保険契約を締結し、保険契約が無効となった場合
- ⑤保険料の払込みがなく、保険契約が無効となったまたは失効したのちに支払事由が生じた場合






告知義務違反による解除

被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。もし、事実を告知しなかったり、事実と相違することを告知した場合は、告知義務違反として保険契約を解除することがあります。また、告知義務違反があった場合、給付金・保険金の支払事由が生じても、これを支払うことができない場合があります。

【給付金・保険金の請求について】

給付金・保険金の請求手続き

給付金・保険金の請求手続きは、以下のとおりです。

- ① 給付金・保険金の支払事由が発生 
- ▼
- ② 保険金センター（☎ 0570-077-660）に連絡してください。
【給付金・保険金の受取人】 
- ▼
- ③ 手続きに必要な書類を送付します。
【保険金センター】 
- ▼
- ④ 給付金・保険金を受取るために必要な書類（約款の別表3）を提出してください。
【給付金・保険金の受取人】 
- ▲ 必要な書類を取得するために費用が発生する場合、給付金・保険金の受取人の負担となります。
- ▼
- ⑤ 支払いが決定したら、指定の預金口座に給付金・保険金を振込みます。 
- ▲ 支払事由が生じた日から3年間請求がない場合、給付金・保険金を請求する権利は消滅します。

給付金・保険金の支払時期

不備のない「④給付金・保険金を受取るために必要な書類」が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に給付金・保険金を支払います。ただし、給付金・保険金を支払うために確認・照会・調査が必要な場合、支払期限は、以下のとおりとなります。

給付金・保険金を支払うために確認・照会・調査が必要な場合	支払期限
給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の場合 ・保険金・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・約款に定める重大事由・詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類到着日から45日以内
給付金・保険金を支払うために照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	請求書類到着日から180日以内

受取人

《保険金受取人を「死亡時における被保険者の法定相続人」としている場合》
保険金受取人を「死亡時における被保険者の法定相続人」としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、次の順位で1人が他の法定相続人を代表者して保険金を請求してください。

- ① 死亡時における被保険者の配偶者
 - ② 配偶者がいないときは、死亡時における被保険者の法定相続人の協議により定めた人
- なお、保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

《給付金・保険金の受取人の死亡》

給付金受取人である被保険者が給付金を請求する前に死亡したとき、または、保険金受取人を特定の個人に指定している場合で保険金受取人が保険金を受取る前に死亡したときは、その給付金・保険金の受取人の死亡時における法定相続人が給付金・保険金の受取人となります。なお、給付金・保険金の受取人の死亡時における法定相続人のうち、死亡している人がいる場合は、その順次の法定相続人が受取人となります。給付金・保険金の受取人の死亡により新たに受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

保険料について

保険料の払込み

保険料は、保障する月の1日から末日まで（以下「払込期月」といいます。）に払込んでください。なお、保険料の払込方法（回数）は、月払のみです。保険料は、以下の払込方法（経路）により払込んでください。

- ・クレジットカード扱い
保険契約者が指定したクレジットカードから毎月自動的に保険料を決済する方法です。なお、ご利用代金の振替日は、クレジットカード発行会社により異なります。
- ・口座振替扱い
保険契約者が指定した預金口座から毎月自動的に保険料を引落とす方法です。なお、口座振替日は、毎月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）です。

☆以下の保険料の払込方法（経路）は、当社が特に指定したときに限り、利用していただくことができます。

- ・送金扱い
当社が指定する金融機関の預金口座に保険料を振込む方法です。
- ・店頭扱い
当社の本社に保険料を持参して払込む方法です。

保険料の払込猶予期間

払込期月中に保険料の払込みができない場合でも、払込期月の翌月1日から末日まで（以下「払込猶予期間」といいます。）に保険料が払込まれば、保険契約は、有効に継続します。

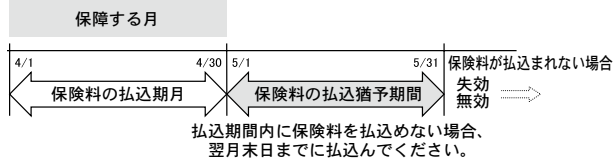
保険料が払込猶予期間中にも払込まれない場合

保険料が払込猶予期間中にも払込まれない場合は、保険料に応じて、以下のとおりに保険契約を取扱います。

- ・第1回保険料の場合
保険契約を無効とします。
- ・第2回以後の保険料の場合
保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約は失効します。

▲ 保険契約が失効した場合でも、保険契約の復活はできません。

払込期内に保険料を払込んでください。



【契約後の諸手続きについて】

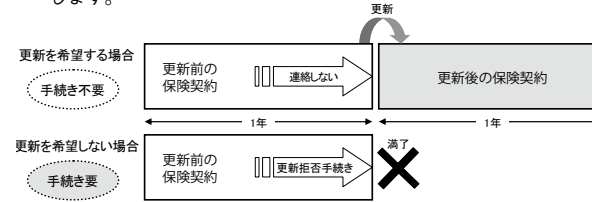
保険契約の更新

この保険契約は、保険契約者が保険期間の満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。

ただし、更新日における被保険者の満年齢が80歳以上となる場合、および更新前の保険契約の保険契約満了日が属する月の保険料または更新後の保険契約の第1回保険料が払込猶予期間内に払込まれない場合は、保険契約は、更新されません。

なお、更新後の保険契約は、以下のとおりの保障内容となります。

- ・保険期間は、更新日から起算して1年です。
- ・保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
- ・更新日において当社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。



▲ 保険契約を更新する際に当社の収支が悪化したり、この保険が不採算となったときは、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額したり、更新を引受けないことがあります。

契約内容の変更等

保険契約者は、以下の契約内容の変更等を請求することができます。

◀ 電話のみで対応できる手続き ▶

・住所（通信先）変更

▲ 住所が変わったら、すぐにお電話ください。
（この保険契約に関する大切なお知らせをご案内できません。）

◀ 書面の提出が必要な手続き ▶

- ・保険契約者の変更、改姓、訂正
- ・被保険者の改姓、訂正
- ・保険金受取人の変更、指定
- ・保険料の払込方法（経路）の変更
- ・保険料の払込方法（回数）の変更
- ・保険証券の再発行
- ・保険契約の解約
- ・保険契約の更新拒否

契約内容の変更を請求する場合は、当社カスタマーセンターまで連絡してください。

カスタマーセンター

☎ 0120-369-815

受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他

保険料の税務上の取扱い

この保険は、少額短期保険のため、保険契約者が負担する保険料は、所得控除（生命保険料控除）の対象になりません。したがって、当社から控除証明書等も発送いたしません。

給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

保険契約者の差押債権者、質権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）は、債務が履行されなかったときに保険契約を解約することができますが、解約の通知を当社が受取ったときから1カ月以内であれば、給付金・保険金の受取人は、保険契約を存続させることができます。ただし、この手続きを行うことができる給付金・保険金の受取人は、以下の要件を満たす方に限ります。

◀ 給付金・保険金の受取人の要件 ▶

- ・保険契約者または被保険者の親族であるか、または被保険者本人であること
- ・保険契約者でないこと

◀ 手続き ▶

解約の通知を当社が受取ったときから1カ月以内に以下の手続きをしてください。

- ・保険契約者の同意を得る
- ・当該解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払う
- ・当社に上記金額を債権者等に支払った旨を通知する

遺言による保険金受取人の変更

保険契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。ただし、遺言により保険金受取人を変更する場合は、被保険者の同意が必要です。また、保険契約者の死亡後、当社が保険金を支払う前までに、保険契約者の法定相続人から遺言により保険金受取人を変更する旨が当社に通知されなければ、これを当社に対抗することができません。

保険契約の消滅

被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。

個人情報の取扱い

給付金・保険金の請求に関する訴訟は、当社の本社所在地か給付金・保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。ただし、保険契約締結初年度に発生した事由にもとづく給付金・保険金の請求に関する訴訟は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

無配当一時金給付型 女性特定疾病医療保険 普通保険約款

目次

この保険の趣旨	14
1. 責任開始日・保険期間	14
第1条 (責任開始日)	
第2条 (保険証券)	
第3条 (保険期間)	
2. 給付金・保険金の支払い	15
第4条 (給付金・保険金の支払い)	
第5条 (給付金・保険金の支払いに関する補則)	
第6条 (給付金・保険金を支払わない場合)	
第7条 (給付金・保険金の請求手続き)	
3. 保険料の払込み	17
第8条 (保険料の払込み)	
第9条 (保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い)	
第10条 (保険料の払込方法 (経路))	
4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効	18
第11条 (保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効)	
第12条 (保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い)	
5. 保険契約の解約	18
第13条 (保険契約の解約)	
第14条 (解約返戻金)	
第15条 (未経過保険料の払戻し)	
6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続	19
第16条 (給付金・保険金の受取人による保険契約の存続)	
7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い	19
第17条 (保険料の増額または給付金額・保険金額の減額)	
第18条 (給付金・保険金を削減して支払う場合)	
8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	19
第19条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)	
9. 告知義務および告知義務違反による解除	20
第20条 (告知義務)	
第21条 (告知義務違反による解除)	
第22条 (保険契約を解除できない場合)	
10. 重大事由による解除	20
第23条 (重大事由による解除)	
11. 保険契約の更新	21
第24条 (保険契約の更新)	
第25条 (更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合)	
12. 給付金・保険金の受取人	21
第26条 (保険金受取人の代表者)	
第27条 (保険金受取人の変更)	
第28条 (遺言による保険金受取人の変更)	
第29条 (給付金受取人の死亡)	
第30条 (保険金受取人の死亡)	
13. 保険契約者	22
第31条 (保険契約者の変更)	
第32条 (保険契約者の住所の変更)	
14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理	23
第33条 (契約年齢の計算)	
第34条 (契約年齢および性別の誤りの処理)	
15. 契約者配当	23
第35条 (契約者配当)	
16. 時効	23
第36条 (時効)	
17. 保険契約の消滅	23
第37条 (保険契約の消滅)	
18. 管轄裁判所	23
第38条 (管轄裁判所)	
<別表1> 給付金額40万円が支給される女性疾病	24
<別表2> 給付金額20万円が支給される女性疾病	25
<別表3> 給付金額10万円が支給される女性疾病	26
<別表4> 請求書類	27
1. 保険料クレジットカード支払特約特約条項	28
2. 保険料口座振替特約特約条項	29

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が所定の女性疾病の治療のため2日以上継続した入院をしたとき女性疾病入院一時給付金
- ② 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第1条 (責任開始日)

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日 (以下「責任開始日」といいます。) とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類 (以下「申込書類」といいます。) を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (3) 保険契約者が会社のインターネット上に設けられた申込画面を通じて申込みをする場合
申込画面に入力された申込内容を会社が受信した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条 (保険証券)

1. 前条 (責任開始日) 第3項に定める保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 女性疾病入院一時給付金の受取人および死亡保険金の受取人 (氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号)
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 女性疾病入院一時給付金額および死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 (保険期間)

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第4条 (給付金・保険金の支払い)

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。) および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
女性疾病入院一時給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表1>から<別表3>に定める疾病 (以下「女性疾病」といいます。) の治療を目的として、日本国内の病院または診療所に、2日以上継続して入院したとき ※責任開始日前に成立した妊娠にともなう<別表2>および<別表3>に定める妊娠、分娩および産褥の異常の治療を除きます。	(別表1)の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 40万円 (別表2)の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 20万円
		(別表3)の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 10万円
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき (ただし、責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として、死亡した場合を除きます。)	100万円

注)「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 女性疾病入院一時給付金の受取人 (以下「給付金受取人」といいます。) は、被保険者となります。
3. 死亡保険金の受取人 (以下「保険金受取人」といいます。) は、死亡時における被保険者の法定相続人となります。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に特に保険契約者が指定し、被保険者が同意したときは、その者となります。なお、指定できる保険金受取人の範囲は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。

第5条 (給付金・保険金の支払いに関する補則)

1. 女性疾病入院一時給付金の支払いについて、次の各号に定める支払いの制限があります。
 - (1) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して183日以内 (以下「給付金のお支払いができない期間」といいます。) に、被保険者が再度支払事由に該当する入院をした場合、その入院の原因となった女性疾病の種類を問わず、会社は、重複してこの給付金を支払いません。
 - (2) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して184日目 (以下「給付金のお支払いを再開する日」といいます。) に、被保険者が支払事由に該当する入院をしていた場合、会社は、「給付金のお支払いを再開する日」に治療していた女性疾病の種類にもとづき、新たにこの給付金を支払います。
 - (3) 前号の規定によりこの給付金を支払った場合、「給付金のお支払いを再開する日」をこの給付金を支払うこととなった入院の開始日とみなします。
2. 被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる女性疾病を併発していた場合、その入院の直接の原因となった女性疾病にもとづき、この給付金を支払います。ただし、入院の原因となった女性疾病が複数あり、それぞれの女性疾病が<別表1>から<別表3>をまたぐときは、最も給付金額が高い<別表>に該当する女性疾病が入院の原因になったものとみなして、この給付金を支払います。
3. 被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した後に、異なる女性疾病の治療を開始した場合であっても、入院の直接の原因となった女性疾病にもとづき、この給付金を支払います。
4. 第1項第(2)号の規定により女性疾病入院一時給付金を支払う際に、<別表1>から<別表3>をまたぐ異なる女性疾病を併発しており、かつ「給付金のお支払いを再開する日」にいずれの治療もしていたときは、最も給付金額が高い<別表>に該当する女性疾病が入院の原因となったものとみなして、この給付金を支払います。

- 被保険者が女性疾病以外の傷病を原因として入院を開始した場合であっても、その入院中に女性疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
- 被保険者が責任開始日前に発病した女性疾病の治療を目的として入院した場合であっても、責任開始日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始日以後の原因によるものとみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
- ＜別表2＞および＜別表3＞に定める妊娠、分娩および産褥の異常による入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、＜別表2＞または＜別表3＞にもとづき、この給付金を支払います。
- 被保険者が責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡したとしても、責任開始日から起算して2年を経過した後に死亡したときは、その死亡は、責任開始日以後の原因によるものとみなして、死亡保険金を支払います。
- 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が発生したときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。

第6条（給付金・保険金を支払わない場合）

- 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）。

種 類	免責事由
女性疾病入院一時給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱

- 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により女性疾病入院一時給付金または死亡保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金および保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金または保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払い、支払わない部分に未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 女性疾病入院一時給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は、継続します。
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合、この保険契約は消滅し、未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。

第7条（給付金・保険金の請求手続き）

- 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、女性疾病入院一時給付金または死亡保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
- 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類＜別表4＞を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
- 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日（以下、「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、金融機関等の給付金・保険金の受取人が指定した預金口座に送金することにより支払います。

- 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかげる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
 - 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院または死亡の事実の有無
被保険者の入院または死亡の原因となった疾病の発病または傷害の受傷の時期
 - 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、次の各号にかかげる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金を請求した者に通知をします。
- 第3項から第5項に定める支払期限を越えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期限満了日の翌日から支払日までの遅延利息年率6%を付けて、給付金・保険金を支払います。
- 第4項および第5項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第8条（保険料の払込み）

- 保険料は、保険期間中、第10条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める方法にしたがって、月払または年払の金額を保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、払込方法（回数）に応じて、次の各号に定めるとおりとします。
 - 月払契約の場合、保障する月の1日から末日まで
 - 年払契約の場合、保障を開始する月の1日から末日まで
- 保険契約者は、第24条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新の際に、年払から月払に限り、前項の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。保険料の払込方法（回数）の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表4＞を会社に提出してください。

第9条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

- 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払込んでください。保険契約者から未払込保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき金額から未払込保険料を控除して、給付金・保険金を支払います。

第10条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択してください。ただし、第(3)号および第(4)号に定める保険料の払込方法（経路）は、会社が特に必要と認めた場合に限りです。
 - 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - 現金を会社の本社に持参することにより払込む方法
 - 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社の間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです）。
- 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。保険料の払込方法（経路）の変更を請求するときは、会社所定の書類＜別表4＞を会社に提出してください。
- 第1項の規定により選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第(3)号または第(4)号に定める払込方法（経路）によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第11条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

- 第8条（保険料の払込み）第1項に定める払込期月内に保険料が払込まなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
- 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条第1項で定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力を消滅させます（以下「失効」といいます。）。
- 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の取扱いを取扱いません。

第12条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

- 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払込んでください。保険契約者から未払込保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき金額から未払込保険料を控除して、給付金・保険金を支払います。

5. 保険契約の解約

第13条（保険契約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向けて保険契約を解約することができます。この場合、会社は、第15条（未経過保険料の払戻し）に定める未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。解約を請求するときは、会社所定の書類＜別表4＞を会社に提出してください。
- 解約請求書類が会社の本社に到着した日に、会社は、保険契約の効力を消滅させます。

第14条（解約返戻金）

- この保険契約には、解約返戻金がありません。

第15条（未経過保険料の払戻し）

1. 保険契約満了日を待たずして保険契約が消滅したとき、未経過保険料があれば、会社は、これを保険契約者に支払います。ただし、次の各号に定める事由により保険契約が消滅した場合を除きます。
 - (1) 第4条（保険金・給付金の支払い）第1項の規定により支払事由に該当して死亡保険金を支払った場合
 - (2) 第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）の規定により保険契約が取消しまたは無効となった場合
2. 前項の未経過保険料は、すでに払込まれた保険料の総額から、経過期間（保険契約の契約日から保険契約の消滅日までの期間を月単位で計算し、一月未満の端数は切上げます。）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた額（負値の場合は零とします。）とします。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が生じ、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消することができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金・保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、その返還を求めることができます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第22条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき（ただし、責任開始日から起算して2年以内に給付金・保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。）
2. 前項第(2)号および第(3)号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号にかかげる事由と同等の事由がある場合

2. 給付金・保険金の支払事由が生じた後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金・保険金を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、その返還を求めすることができます。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第24条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険契約満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内にあり、保険契約者が保険期間の満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して1年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社が使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第1回保険料については、第2回以後の保険料とみなし、第2回以後の保険料と同様の取扱いをします。
7. 前項の規定にかかわらず、更新前の保険契約の保険契約満了日が属する月の保険料または更新後の保険契約の第1回保険料が払込猶予期間内に払込まれないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

第25条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に、会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。
2. 保険契約を更新する際に、この保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第26条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が2人以上いるときは、次の各号に定める1人の者を代表者として死亡保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとし、
 - (1) 死亡時における被保険者の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の法定相続人の協議により定められた者
2. 前項の規定により、会社が死亡保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第27条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類<別表4>を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に指定または変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第28条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第29条（給付金受取人の死亡）

1. 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者として女性疾病入院一時給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 保険金受取人を特定の個人に指定しており、かつその者が法定相続人である場合は、その者
 - (2) 前号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の法定相続人の協議により定めた者
2. 前項の規定により給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
3. 第1項の規定により会社が女性疾病入院一時給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 故意に女性疾病入院一時給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第30条（保険金受取人の死亡）

1. 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人（法定相続人のうち、死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
3. 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第26条（保険金受取人の代表者）の規定を準用します。

13. 保険契約者

第31条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類<別表4>を会社に提出してください。

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

1. 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第34条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢が会社の定める範囲内であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより、処理します。
 - (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲外であったときは、会社は、その保険契約を無効とし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月1日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当

第35条（契約者配当）

1. この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効

第36条（時効）

1. 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになったときから3年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅

第37条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。

18. 管轄裁判所

第38条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、保険契約締結初年度の契約日から起算して1年以内に発生した事由に基づき給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

<別表1> 給付金額40万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類番号	分類項目
悪性新生物	C50	乳房の悪性新生物
	C51～C58	女性生殖器官の悪性新生物
	C73	甲状腺の悪性新生物
	C79.6	その他の部位の続発性悪性新生物(C79)中の 卵巣の続発性悪性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E00～E07	甲状腺障害
循環器系の疾患	I00～I02	急性リウマチ熱
	I05～I09	慢性リウマチ性心疾患
筋骨格系および結合組織の疾患	M05～M06	関節リウマチ
	M32	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡> <SLE>
	M33	皮膚(多発性)筋炎
	M34	全身性硬化症
M35	その他の全身性結合組織疾患	
尿路器系の疾患	N80	子宮内膜症

<別表2> 給付金額 20万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類表番号	分類項目
上皮内新生物	D05	乳房の上皮内癌
	D06	子宮頸(部)の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の
	D07.0	子宮内膜
	D07.1	外陰部
	D07.2	膣
	D07.3	その他および部位不明の女性生殖器
	D09.3	その他および部位不明の上皮内癌(D09)中の 甲状腺およびその他の内分泌系
良性新生物	D25	子宮平滑筋腫
	D26	子宮のその他の良性新生物
	D27	卵巣の良性新生物
	D28	その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	D34	甲状腺の良性新生物
	D39	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	D44	内分泌腺の性状不詳または不明の新生物
	D48.6	その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の 乳房
尿路生殖器系の疾患	N60～N64	乳房の障害
	N70～N77	女性骨盤臓器の炎症性疾患
	N81	女性性器脱
妊娠、分娩および産褥の異常	O10～O16	妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害
	O30～O48	胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題

<別表3> 給付金額 10万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類表番号	分類項目
良性新生物	D24	乳房の良性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E28	卵巣機能障害
尿路生殖器系の疾患	N82～N98	女性生殖器の非炎症性障害(子宮内膜症(N80)および女性性器脱(N81)を除く) 腎尿路生殖器系の処置後障害のうち他に分類されないもの(N99)中の
	N99.2	手術後腔癒着
	N99.3	子宮切除後腔癒着
	N99.4	処置後骨盤腹膜癒着
妊娠、分娩および産褥の異常	000～008	流産に終わった妊娠
	020～029	主として妊娠に関連するその他の母体障害
	060～075	分娩の合併症
	081～084	分娩(単胎自然分娩(O80)および多胎分娩のうち全児自然分娩(O84.0)を除く)
	085～092	主として産褥に関連する合併症
	095～099	その他の産科的病態のうち他に分類されないもの

<別表4> 請求書類

[I] 給付金・保険金請求の場合

【女性疾病入院一時給付金】

- (1) 給付金・保険金請求書兼同意書*
- (2) 医師の診断書*
- (3) 入院した病院または診療所の入院証明書*
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 給付金受取人の戸籍抄本
- (6) 給付金受取人の印鑑証明書
- (7) 保険証券

【死亡保険金】

- (1) 給付金・保険金請求書兼同意書*
- (2) 医師の死亡証明書または死体検案書*
- (3) 相続人代表者選定通知書兼相続人念書*
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 被保険者の戸籍謄本
- (6) 法定相続人の印鑑証明書
- (7) 保険金受取人の戸籍抄本
- (8) 保険金受取人の印鑑証明書
- (9) 保険証券

(備考)

- i. 上記書類のうち、※印は会社所定のもので、会社事務所に用意してあります。
- ii. 上記書類は、会社の本社または指定した場所に提出してください。
- iii. 上記にかかわらず、会社が必要と認めるときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは提出書類の一部省略を認めることがあります。
- iv. 会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

[II] その他手続き請求の場合

【保険料払込方法(回数)の変更】

- (1) 保険料払込方法(回数)変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険料払込方法(経路)の変更】

- (1) 保険料払込方法(経路)変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険金受取人の変更】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険契約者の変更】

- (1) 名義変更請求書*
- (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書変更前の保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険契約解約】

- (1) 保険契約解約請求書*
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

(備考)

- i. 上記書類のうち、※印は会社所定のもので、会社事務所に用意してあります。
- ii. 上記書類は、会社の本社または指定した場所に提出してください。
- iii. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは提出書類の一部省略を認めることがあります。

付録 特約条項

1. 保険料クレジットカード支払特約 特約条項

第1条 (特約の適用)

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約申込者または保険契約者から会社の指定したクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払込む旨の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約申込者または保険契約者が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行います。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条 (保険料の払込み)

- 保険料をクレジットカードにより払込む場合は、その保険料は、払込期月中の会社の定められた日に会社に払込まれるものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい保険料相当額をカード会社に支払ってください。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次の各号のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条 (他の保険料の払込方法〈経路〉への変更)

- 保険契約申込者または保険契約者は、あらかじめ会社に申出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。

第4条 (特約の消滅)

- 次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅したとき
 - 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - 会社がクレジットカードの有効性等を確認できないとき
 - カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
- 前項第(3)号、第(4)号および第(5)号の場合、会社は、その旨を保険契約申込者または保険契約者に通知します。
- 第1項第(3)号、第(4)号および第(5)号の場合、保険契約申込者または保険契約者は、保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。

第5条 (主約款の規定の準用)

- この特約に別段の定めがない場合は、主約款の規定を準用します。

2. 保険料口座振替特約 特約条項

第1条 (特約の適用)

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約申込者または保険契約者から会社の指定した金融機関等の口座振替により保険料を払込む旨の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - 保険契約申込者または保険契約者の指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。）の場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - 保険契約申込者または保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の預金口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の預金口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条 (保険料の払込み)

- 保険料は、会社の定められた日（以下「振替日」といいます）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振替えることによって、会社に払込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、会社は保険料を合算して口座振替を行います。
- 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を振替日の前日までに指定口座に預入しておくことを要します。

第3条 (保険料口座振替不能の場合の取扱い)

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおりに取り扱います。
 - 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2ヵ月分の保険料相当額に満たない場合には、1ヵ月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとみなします。
 - 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行います。
- 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主契約普通保険約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の指定した場所に払込んでください。
- 前条（保険料の払込み）第3項の取扱いをしたときに、保険料の口座振替が不能となった場合は、全ての保険契約について保険料が払込まれなかったものとして、第1項の取扱いをします。なお、その際も保険料を合算して口座振替を行います。

第4条 (諸変更)

- 保険契約申込者または保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の預金口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申出てください。
- 保険契約申込者または保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申出で、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
- 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
- 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第5条 (特約の消滅)

- 次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅したとき
 - 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

第6条 (主約款の規定の準用)

- この特約に別段の定めがない場合は、主約款の規定を準用します。

ABC少額短期保険株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル

カスタマーセンター

☎ 0120-369-815

受付時間 10:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)